

環水大大発第 1704271 号  
平成 29 年 4 月 27 日

都道府県  
各 大気環境担当部(局)長 殿  
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」の改訂等について(通知)

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」については平成 9 年 2 月 12 日付け環大規第 27 号により、また「排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」については平成 9 年 4 月 23 日付け環大規第 119 号により、環境庁大気保全局大気規制課長から貴職あて通知し、その後、適宜、追加・改訂してきたところである。

このたび、重金属類と多環芳香族炭化水素類 (PAHs) の同時採取を可能とするなど、別添「大気粉じん中の重金属類の測定方法(多元素同時測定方法) 大気粉じん中のベンゾ[a]ピレン等の多環芳香族炭化水素類 (PAHs) の測定方法」について取りまとめたので、通知する。

また、大気中の芳香族アミン類の測定方法を別添「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 大気中の芳香族アミン類の測定方法」のとおり取りまとめたので、併せて通知する。

さらに、排出ガス中のポリ塩化ナフタレン (PCNs) の測定方法について、別添「排出ガス中の PCNs (ポリ塩化ナフタレン) 測定方法マニュアル(試行版)」のとおり取りまとめたので、業務の参考とされたい。